

令和6年10月16日

稲沢市長 加藤 錠司郎 様

稲沢市特別職報酬等審議会
会 長

市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額について（答申）

令和6年10月16日付け6稲人第136号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、下記の結論に達しましたので、ここに答申します。

記

1 市議会議員の議員報酬の額及び市長等の給料の額

市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、次に掲げる額に改定することが適当である。

議 長	報酬月額	562,000円 (+6,000円)
副 議 長	報酬月額	512,000円 (+6,000円)
議 員	報酬月額	489,000円 (+5,000円)
市 長	給料月額	1,007,000円 (+11,000円)
副 市 長	給料月額	830,000円 (+9,000円)
教 育 長	給料月額	743,000円 (+8,000円)

2 審議内容

本審議会は、諮問事項について、特別職報酬等の改定経緯、県内各市の特別職報酬等の状況、県内各市での審議状況などを比較検討し、慎重に審議した。

稲沢市の財政事情は、人口減少、少子高齢化により今後、大幅な歳入増が見込めない中、様々な施策を推進していかねばならないことから、今後とも、厳しい状況が続くものと予測される。

審議の中では、財政力指数の改善に向けた市議会議員及び市長等の取組を評価し、報酬等を引き上げるべきとの意見となり、社会情勢、財政力指数等を総合的に勘案し、1.1%引き上げるという結論に至った。

なお、引き上げ額については、国の指定職俸給表の改定率を参考にしたものである。